

広島市中小企業振興条例（仮称）素案

〔令和8年8月24日現在〕

項目	条文等
前文	本市は、城下町としての歴史を礎に、瀬戸内海に面したデルタ地帯という地理的条件をいかし、中四国地方の中心都市として発展を遂げてきた。原子爆弾による壊滅的な打撃という未曾有の困難に直面しながらも、市民は着実な復興の道を歩んできた。この歩みの中で、本市に根ざした地域企業はいち早く事業を再開し、市民の暮らしを支える基盤として、本市の経済及び産業の復興に尽力してきた。 その地域企業の大部分を占める中小企業は、経済の屋台骨として地域の雇用と市民の生活を支え、活力ある地域社会の維持に不可欠な役割を果たしている。本市においては、自動車関連産業を始めとする世界に誇る高い技術力を持つ製造業、地域住民の日常生活を支える卸売業や小売業、豊かな地域資源をいかしたサービス業など、多種多様な産業を中小企業が支えている。これらの中小企業は、広域的な経済活動の結節点である本市の経済及び産業の基盤を形成するとともに、日々の営みを通じて地域住民の生活の利便性と地域のにぎわいを作り出してきた。こうした一つ一つの中小企業によるたゆまぬ挑戦や創意工夫と努力の積み重ねこそが、本市の発展を支える大きな力となっている。 その中小企業は、現在、経済社会情勢の変容による経営課題に加え、事業を次なる世代へ引き継ぐことが困難となっているなど、様々な課題に直面している。こうした状況は、単なる中小企業の存立の問題にとどまらず、地域経済の活力を削ぎ、長い年月をかけて築かれてきた地域コミュニティの維持を困難にするなど、市民生活に大きな影響を及ぼしている。その解決に向けて、地域の暮らしを根底で支え続けてきた中小企業の「底力」が存分に発揮されること、及びその価値が正当に評価され、ひいてはその有する技術、技能、知恵といった貴重な経営資源が未来を担う世代へと確実に承継されていくことの重要性が高まっている。 このように中小企業が存分に力を発揮できるようにし、また、その持続可能性を高めるためには、中小企業の自主的な努力のみではなく、本市、中小企業団体、大企業者、教育機関、大学等、金融機関等、そして市民といった地域社会の各主体が、役割分担を認識しつつも相互に補い合い、一体となって中小企業の振興に取り組む環境の整備が不可欠である。 このような認識の下、中小企業が活躍できる環境を整え、もって本市の経済及び産業の持続的かつ健全な発展のみならず、市民の誰もが豊かで笑顔にあふれ、地域、暮らし及び生きがいと共に創り、高め合い、住み慣れた地域で持続的に生活できる社会を実現するため、地域一丸となって歩みを進めることを決意し、ここに、この条例を制定する。
目的	（目的） 第1条 この条例は、中小企業が本市の経済及び産業の発展並びに地域社会の維持及び発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、本市の責務、中小企業者の努力、中小企業団体、大企業者、教育機関、大学等及び金融機関等の役割等を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市の経済及び産業の持続的かつ健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

項目	条文等
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (2) 中小企業団体 商工会、商工会議所、商店街振興組合その他の中小企業の振興に関する団体で、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社又は個人に限る。）で、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (4) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館及び博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館（同法第31条第2項に規定する指定施設を含む。）で、本市の区域内に所在するものをいう。 (5) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関（当該大学を除く。）で、本市の区域内に所在するものをいう。 (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会で、本市の区域内に営業所又は事務所を有するものをいう。 (7) 市民 本市の区域内に住所、土地若しくは建物を有する者又は本市の区域内に通勤し、若しくは通学している者をいう。
基本理念	(基本理念) 第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 中小企業者の自主的な努力が尊重され、かつ、助長されることを旨とし、本市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、教育機関、大学等、金融機関等、国及び広島県その他の地方公共団体の連携の下、本市の地域資源を十分に活用して、中小企業者の経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られること。 (2) 中小企業が、多様な就業の機会を提供する等により本市の経済及び産業の基盤を形成するとともに、その事業活動を通じて地域社会の維持及び発展に貢献する重要な存在であるという認識の下に行われること。 (3) 中小企業者が、世界恒久平和の実現を目指し、並びに国際交流及び国際協力の推進並びに多様な文化を尊重した共生社会の実現を図る本市の活力の源泉として欠かすことができない存在であるという認識の下に行われること。 (4) 小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。）による経営資源（中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。）の確保が、特に困難であることが多いという認識の下に行われること。

項目	条文等
本市の責務	(本市の責務) 第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関し、施策を総合的に策定し、周知し、及び実施するものとする。 2 本市は、中小企業に関する調査及び情報の収集を行うとともに、中小企業者に対する情報提供、当該調査及び情報の収集により明らかになった課題の解決等、適切な措置を講ずるものとする。 3 本市は、大企業者、教育機関、大学等、金融機関等及び市民に対し、中小企業が本市の経済及び産業の発展並びに地域社会の維持及び発展において果たす役割の重要性について周知するものとする。 4 本市は、本市の施策への協力、地域における社会貢献活動、障害者の積極的な雇用等を通じて、地域社会の維持及び発展に貢献した中小企業者を適切に評価し、その評価に応じた措置を講ずるものとする。
中小企業者の努力	(中小企業者の努力) 第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に応じて、自主的かつ積極的に、生産性の向上を始めとする経営の革新及び経営基盤の強化を図るよう努めるものとする。 2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和に配慮した事業活動を通じて、地域社会の維持及び発展に貢献するよう努めるものとする。 3 中小企業者は、後継者の育成、技術の継承等により円滑な事業の承継を図るよう努めるものとする。 4 中小企業者は、安定した雇用の確保及び人材の育成並びに従業員の労働環境の整備及び福利厚生の実施に努めるものとする。 5 中小企業者は、本市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
中小企業団体の役割	(中小企業団体の役割) 第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業者の経営の革新及び創業、経営基盤の強化並びに経済的社会的環境の変化への適応のための支援に積極的に取り組むよう努めるとともに、本市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
大企業者の役割	(大企業者の役割) 第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との間の公正な取引の徹底を図ること等により中小企業者との共存共栄を図るよう努めるとともに、本市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を有していること及びその事業活動が地域社会に大きな影響を及ぼす存在であることを自覚し、自ら率先して中小企業の振興に関する取組を実施するよう努めるものとする。

項目	条文等
教育機関 の役割	(教育機関の役割) 第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、児童、生徒その他の教育機関の施設を利用する者に対し、その地域の実情等を踏まえ、各々の教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発を図ること並びに中小企業がその所在する地域の経済及び産業の発展並びに地域社会の維持及び発展に果たす役割の重要性に関する理解の促進を図ることに努めるものとする。
大学等 の役割	(大学等の役割) 第9条 大学等は、基本理念にのっとり、自らの教育又は研究が中小企業の振興に資するものであることを自覚し、中小企業者が行う付加価値の創出及び向上、人材の育成その他の取組に協力するよう努めるとともに、本市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
金融機関 等の役割	(金融機関等の役割) 第10条 金融機関等は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業者の経営の革新及び創業、経営基盤の強化並びに経済的社会的環境の変化への適応に資するよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の供給及び経営に関する相談、助言等を通じて、本市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
市民の 協力	(市民の協力) 第11条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業が本市の経済及び産業の発展並びに地域社会の維持及び発展に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。
施策の 基本方針	(施策の基本方針) 第12条 本市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。 (1) 中小企業者の成長発展が期待される産業の育成及び新たな事業の創出の促進、技術革新への対応のための支援等を通じて、中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。 (2) 中小企業者の立地の促進等により多数の中小企業者の連携に資する産業の集積の活性化を図ること。 (3) 中小企業者の人材の確保及び育成並びに従業員の仕事と生活の調和の確保を促進するための支援を図ること。 (4) 中小企業者の実情に即した商品、役務及び技術の研究及び開発並びにその成果の普及の促進、デジタル技術の活用の促進、技術力の向上のための支援等を通じて中小企業者が経営資源を確保するための支援を図るとともに、中小企業者が事業を拡大し又は販路を開拓するための支援を図ること。 (5) 融資制度の充実等により中小企業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。 (6) 本市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等（以下この号においてこれらを「本市が行う発注等」という。）に当たり、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、当該本市が行う発注等の対象を適切に分離し、又は分割する等により中小企業者の受注の機会の増大（本市が行う発注等に係る再委託契約その他の本市が行う発注等に関連する契約に関する中小企業者の受注の機会の増大を含む。）を図ること。

項目	条文等
	(7) 経営の診断、経営に関する助言等により中小企業者の経営を改善するための支援を図ること。 (8) 後継者の育成その他の中小企業者の事業の承継の円滑化に資する取組を促進するための支援を図ること。 (9) 多数の中小企業者が事業を行う商店街の活性化を図るとともに、中小企業者による地域における社会貢献活動を促進するための基盤の整備を図ること。 (10) 物価の急激な変動、災害の発生その他の経済的社会的環境の著しい変化に際し、中小企業者の実情に応じて、その変化への適応の円滑化を図ること。 (11) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興を図るために必要なこと。
中小企業者等からの意見聴取	(中小企業者等からの意見聴取) 第13条 本市は、中小企業者、中小企業団体等から意見を聴取するための会議を定期的に、及び必要に応じて随時、開催するとともに、その結果を踏まえた適切な措置を講ずるものとする。
財政上の措置	(財政上の措置) 第14条 本市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
年次報告	(年次報告) 第15条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
附則	この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。